

浅川清流環境組合地球温暖化対策実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律による地方公共団体実行計画）に基づく温室効果ガスの排出状況

浅川清流環境組合（以下、「本組合」という。）では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「法」という。）第21条の規定に基づき、浅川清流環境組合地球温暖化対策実行計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。本計画及び法第21条第10項では、毎年本計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表することとされています。令和3（2021）年度の状況は次のとおりです。

温室効果ガスの種類別排出の内訳（二酸化炭素（CO₂）換算）

（単位：t-CO₂）

温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出の主な要因	基準年度 令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	基準年度との差	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	削減目標 3.27%減
二酸化炭素 (CO ₂) 【エネルギー起源】	燃料の使用	212.4	241.0	28.6										-
	外部（他人）から供給された電気の使用	26.7	21.7	▲ 5.0										-
二酸化炭素 (CO ₂) 【非エネルギー起源】	廃プラスチックの焼却	22,973.7	25,426.3	2,452.6										-
メタン (CH ₄)	自動車の走行 ※1	0.0	0.0	0.0										-
	一般廃棄物の焼却	1.5	1.4	▲ 0.1										-
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行 ※1	0.0	0.0	0.0										-
	一般廃棄物の焼却	1,048.0	1,021.5	▲ 26.5										-
ハイドロフルオロ カーボン (HFC)	自動車用エアコンの使用	0.1	0.1	0.0										-
六フッ化硫黄 (SF ₆)	絶縁ガスとしてSF ₆ が封入された 変圧器、遮断機等電気機械器具の使用や点検等	5.2	5.2	0.0										-
合計		24,267.5	26,717.3	2,449.8										23,474.0
削減目標との差		793.5	3,243.3	-										

※1 排出量が非常に少ないため、単位をt-CO₂で表すと0となっている。

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の合計の値が合計欄の値と一致しない場合がある。

要因別温室効果ガスの排出の内訳（二酸化炭素（CO₂）換算）

（単位：t-CO₂）

温室効果ガスの種類	基準年度 令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	基準年度との差	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	削減目標 3.27%減
廃プラスチックの焼却	22,973.7	25,426.3	2,452.6										-
一般廃棄物の焼却	1,049.5	1,023.0	▲ 26.5										-
燃料の燃焼	212.4	241.0	28.6										-
外部（他人）から供給された電気の使用	26.7	21.7	▲ 5.0										-
絶縁ガスとしてSF ₆ が封入された変圧器、遮断機等電気機械器具の使用や点検等	5.2	5.2	0.0										-
自動車の走行や自動車用エアコンの使用	0.1	0.1	0.0										-
合計	24,267.5	26,717.3	2,449.8										23,474.0
削減目標との差	793.5	3,243.3	-										

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の合計の値が合計欄の値と一致しない場合がある。

本計画に基づく措置及び施策の実施の状況

令和3年度の温室効果ガス（CO₂換算）排出合計量は、基準年度（令和2年度）と比べ2449.8t-CO₂の増であり、削減目標量との差は3243.3t-CO₂であった。排出量の増となった主な要因として、本組合に持込まれた廃プラスチックの焼却によるものと推測されるが、ごみに含まれる廃プラスチック比率測定結果のばらつきが大きく、データ数も少ないため基準年度との比較検証をすることが困難である。よって、今後数年間の推移を見ながら検証するものとしたい。今後も本組合として、少しでも温室効果ガス排出量を削減するため、電気及び水道使用量の低減等、本計画に基づく取組を継続する。特に、搬入不適合物混入による焼却炉の停止等が発生した場合、発電の停止による外部から供給される電力量の増、及び焼却炉の立ち上げ等による使用燃料の増により、温室効果ガス排出量の増が予想されることから、引き続き搬入不適合物混入防止の周知を構成市とも連携しながら実施をする。